

## 「自動運転車（レベル3）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方」 の一部修正について

2021年3月24日付で公表いたしました、「自動運転車（レベル3）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方（以下、「規約運用の考え方」という。）」（2021年4月1日施行）につきまして、以下の通り、テレビCMやインターネットの動画等に当該機能等について表示する際の表示事項及び表示方法を一部修正いたしました。

会員各社におかれましては、本内容をご確認の上、適正な表示に努められますよう、お願いいたします。

### <修正の理由及び内容について>

#### 【修正の理由】

- ◇自動運転車（レベル3）及びその機能について表示する際、テレビCMやインターネットの動画等については、以下の内容を表示することとしている
  - ①「条件付自動運転車（限定領域）」または「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称
  - ②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）
  - ③システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など
- ◇従来の規約運用の考え方では、上記①及び②を画面下部で表示することを可としていたが、一方で、画面下部の表示については、「一行あたり最大15文字、2行以内」で表示することとしており、上記③だけで30文字以上あることから、事実上、画面下部で表示することができない

#### 【修正の内容】

- 「条件付自動運転車（限定領域）」または「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称（上記①）及び条件付自動運転機能の作動範囲（上記②）については、画面下部以外で表示すること（画面下部では表示しない）
  - 画面下部の表示（上記③）は、「一行あたり最大25文字、2行以内」で表示すること
- ※詳細は別紙及び「[運転支援車（自動運転化技術レベル1、2）並びに自動運転車（同レベル3）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方](#)」を参照

## 運転支援車（自動運転化技術レベル1、2）並びに自動運転車（同レベル3）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方（抜粋）

### ※朱記修正箇所

### Ⅲ. 自動運転車（レベル3）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方

#### 1. 自動運転車（レベル3）及びその機能について表示する際の表示事項・方法等

##### 3) テレビCMやインターネット等の動画

##### (1) 表示事項

- ①自動運転車（レベル3）は「条件付自動運転車（限定領域）」の呼称、同機能は「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称
- ②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）
- ③システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある旨など

なお、画面下部には、例えば、以下の内容を表示するものとする。

~~←①、②を画面下部以外で表示する場合の表示例→~~

- ・「システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要があります。」
- ・「システムから要求があった場合には、直ちにドライバーが確実に運転操作を行う必要があります。」

~~←①、②、③を全て画面下部で表示する場合の表示例→~~

- ~~・「(作動範囲)の条件付自動運転機能(限定領域)のため、システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要があります。」~~
- ~~・「(作動範囲)の条件付自動運転機能(限定領域)のため、システムから要求があった場合には、直ちにドライバーが確実に運転操作を行う必要があります。」~~

##### (2) 表示方法

##### ①表示箇所

条件付自動運転機能について表示する映像に合わせて、画面下部に表示するものとする。ただし、条件付自動運転機能の作動範囲及び「条件付自動運転車（限定領域）」、または、「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称は、画面下部以外でも表示する**ことができる**ものとする。

##### ②表示方法、表示面積、表示時間

機能を表示する映像に合わせ、画面全体の4分の1以上の面積を用い、その表示面積の4分の3以上のスペースを使用し、一行あたり**最大25文字**、2行以内でバランスよく文字を配置し、2秒以上表示するものとする。

ただし、単独の機能について2秒以上表示する場合は、その映像に合わせて、映像を表示している間、または、4秒以上、複数の機能について表示する場合で、機能について2秒以上表示する場合は、その映像に合わせて、映像を表示している間、または、1つの機能あたり2秒以上表示するものとする。併せて、音を入れる又は画面上にマークを入れる等により、消費者に注意を促すものとする。

なお、条件付自動運転機能の作動範囲及び「条件付自動運転車（限定領域）」、または、「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称を**画面下部以外で表示する場合は**、画面下部の表示と同一画面で同時間表示するものとする。

③強調して表示した文字の大きさとのバランス

強調して表示した文字と同一、または、著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の3分の1（最低8ポイント（Webは8ポイント相当））以上の大きさとするものとする。

④文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景を無地にし、その色とは対照的な色の文字で表示すること

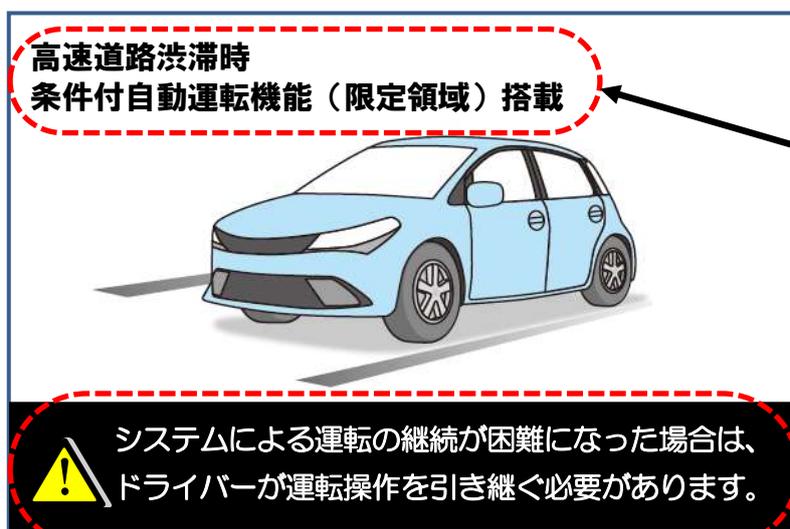
背景を無地としない場合は、文字が明瞭に認識できるよう、無地に近い背景に、見やすい色で表示するとともに、文字を大きくする、または、太くするなどの対応を行い、十分な視認性を確保するものとする。

なお、背景を無地としない場合の文字の明瞭性については、当協議会において個別具体的に判断するものとする。

<規約運用の考え方に基づく表示例（テレビCMの場合）>

【表示項目】

- ①「条件付自動運転車（限定領域）」または「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称
- ②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」）
- ③「システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある」旨



<ポイント>上記①及び②

- 画面下部以外で表示
- 画面下部の注意喚起等の表示と同一画面に同じ時間・同等の大きさで表示

<ポイント>上記③

- 画面全体の4分の1以上の表示面積を使用し、表示面積の4分の3以上のスペースを使用し、バランスよく文字を配置、背景は原則として無地とする
- 最低2秒以上表示、機能について2秒以上表示する場合は、映像を表示している間、または4秒以上表示